

A3サイズで縮尺 1 / 2500 相当

都市計画法			
都市計画区域	相模原都市計画区域		
区域区分	市街化区域		
用途地域	商業地域		
容積率/建ぺい率	400/80		
絶対高さ制限	-		
特別用途地区	-		
高度地区	-		
高度利用地区	-		
防火・準防火地域	防火地域		
駐車場整備地区	相模原駐車場整備地区		
特別緑地保全地区	-		
生産緑地地区	-		
都市計画道路	3・6・2 南橋本弥栄社線 代表幅員11.0m 整備済		
告示元・告示番号	市 40		
当初/最終告示年月日	昭和31年9月24日 昭和51年4月20日		
都市計画河川	-		
墓園	公園		
緑地	自転車駐車場		
自動車駐車場	その他都市施設		
土地地区画整理事業区域	相模原都市建設地区画整理(軍都計画) 施行済		
市街地再開発事業区域	-		
地区計画区域	-		
開発区域(都市計画法第29条)	開発許可番号: -		
建築基準法(建築審査課)			
高さ制限(斜線制限)	次ページの左下図をご覧ください。		
北側斜線制限	規制なし		
道路斜線制限	規制あり		
隣地斜線制限	規制あり		
日影規制			
対象建築物	規制なし		
規制される日影時間	境界線から5m超え10m以内の範囲 規制なし		
	境界線から10mを超える範囲 規制なし		
	平均地盤面からの高さ 規制なし		
壁面線の指定	-		
建築協定	-		
首都圏近郊緑地保全法(水みどり環境課)			
首都圏近郊緑地保全区域	-		
その他 ※神奈川県指定の土砂災害警戒区域については、県のホームページまたは、市 危機管理課でご確認ください。			
立地適正化計画	都市機能誘導区域 区域内		
(災害ハザード区域を除く)	居住誘導区域 区域内		
都市再生緊急整備地域	-		
地区街づくり協定区域	-		
開発許可等指定区域	-		
商業地形成事業区域	相模原駅周辺地区		
商業集積誘導区域	-		
まちづくり協定区域	-		
特定都市河川流域	-		
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地の地図情報をご確認ください。		
景観計画区域/景観形成重点地区	まちの地域/ー		
景観協定区域	-		
屋外広告物許可地域/景観形成重点地区	商業系許可地域		
急傾斜地崩壊危険区域、	-		
建築基準条例の災害危険区域	-		

※該当がない項目には「-」が表示されています

【表示切替の設定により、正しく表示されない場合がありますので、指定内容をご確認ください。】

指定内容以外の法令による指定は、各所管の部署で確認してください。
この図面は概要を示したものであり、都市計画を証明するものではありません。
詳しい内容は各窓口にてご確認ください。

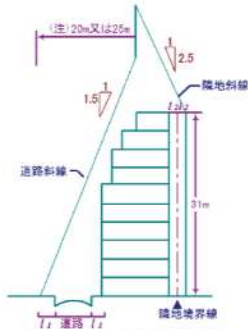
<左側地図の凡例>

都市計画区域	高度地区
都市計画区域	高度地区
都市計画区域外	
区域区分	高度利用地区
市街化区域・市街化調整区域	高度利用地区
用途地域	防火・準防火地域
第一種低層住居専用地域	防火地域
第二種低層住居専用地域	準防火地域
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	地区計画区域
第一種住居地域	地区計画区域
第二種住居地域	壁面線の指定
準住居地域	壁面線の指定区域
近隣商業地域	建築協定
商業地域	協定済み地区
準工業地域	未協定地区
工業地域	その他
工業専用地域	生産緑地地区
用途地域指定なし	生産緑地地区(行為制限解除済)
特別用途地区	特定生産緑地
特別用途地区	特別緑地保全地区
	首都圏近郊緑地保全区域
	急傾斜地崩壊危険区域

<右側地図の凡例>

駐車場整備地区	立地適正化計画
駐車場整備地区	都市機能誘導区域
都市計画道路	居住誘導区域
整備済	都市再生緊急整備地域
事業中	都市再生緊急整備地域
未整備	商業協定区域
未整備(幅員不足)	商業地形成事業区域
都市計画河川	商業集積誘導区域
整備完了、もしくは用地買収済み	まちづくり協定区域
事業中	景観計画区域/景観形成重点地区
未着手	まちなみ地域
都市計画施設	川とまちなみ地域
墓園	湖と里の地域
公園	山と里の地域
緑地	景観形成重点地区
自転車駐車場	景観協定区域
自動車駐車場	景観協定区域
その他都市施設	屋外広告物許可地域/景観形成重点地区
土地区画整理事業区域	自然系許可地域
施行済	住居系許可地域
事業中	工業系許可地域
要確認	沿道系許可地域
未施行	近隣商業系許可地域
市街地再開発事業区域	商業系許可地域
市街地再開発事業区域	禁止地域
開発区域(都市計画法第29条)	景観形成重点地区
開発区域	開発許可等指定区域
	開発許可等指定区域

<斜線制限>



(注) 商業地域で容積率が400%を超え600%以下の場合25m

※ l=道路境界又は隣地境界から建築物までの後退距離を示す

【表示切替の設定により、正しく表示されない場合がありますので、指定内容をご確認ください。】

指定内容以外の法令による指定は、各所管の部署で確認してください。この図面は概要を示したものであり、都市計画を証明するものではありません。詳しい内容は各窓口にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

都市建設局まちづくり推進部 都市計画課 電話 042-769-8247	都市建設局まちづくり推進部 開発調整課 電話 042-769-8251	都市建設局リニア駅周辺まちづくり部 リニア駅周辺まちづくり課 電話 042-707-7047	都市建設局土木部 路政課 電話 042-769-8258
都市建設局まちづくり推進部 建築審査課 電話 042-769-8255	都市建設局まちづくり推進部 都市整備課 電話 042-769-8259	都市建設局リニア駅周辺まちづくり部 相模原駅周辺まちづくり課 電話 042-707-7026	都市建設局土木部 河川課 電話 042-769-8273
都市建設局まちづくり推進部 建築政策課 電話 042-769-9252	環境経済局 水みどり環境課 電話 042-769-8242	環境経済局 産業・雇用対策課 電話 042-769-9255	